

# 駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出している、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

## ● 停車及び駐車を禁止する場所 (道路交通法第 44 条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

<p>駐停車禁止の標識や標示のある場所</p> <p>駐停車禁止標識 駐停車禁止標示</p>	<p>交差点とその端から 5メートル以内の場所</p>	<p>トンネル</p>	<p>坂の頂上付近</p>	<p>勾配の急な坂</p>
<p>横断歩道、自転車横断帯とその端から 前後に 5メートル以内の場所</p>	<p>踏切とその端から 前後 10メートル以内の場所</p>	<p>軌道敷内</p>	<p>道路の曲がり角から 5メートル以内の場所</p>	
<p>※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です (道路交通法第 75 条の 8)。</p>		<p>安全地帯の左側と その前後 10メートル以内の場所</p>	<p>バス、路面電車の停留所の標識板 から 10メートル以内の場所 ※運行時間中に限る</p>	

## ● 駐車を禁止する場所 (道路交通法第 45 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

<p>駐車場、車庫などの自動車用の 出入口から 3メートル以内の場所</p>	<p>道路工事の区域の端から 5メートル以内の場所</p>
<p>消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から 5メートル以内の場所</p>	<p>消火栓、指定消防水利の標識が 設けられている位置や消防用防火水槽の 取り入れ口から 5メートル以内の場所</p>
<p>火災報知機から 1メートル以内の場所</p>	<p>駐車した場合、車の右側の道路上に 3.5メートル以上の余地がなくなる場所</p>

## ● 停車又は駐車の方法 (道路交通法第 47 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿い、歩道や路側帯のある一般道路 では、車道の左端に沿って駐車すること (歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反)

<p>歩道上駐車</p>	<p>右側駐車</p>	<p>斜め駐車</p>
--------------	-------------	-------------

幅 75 センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯 (実線と破線)、 歩行者用路側帯 (実線 2 本) には駐車しないこと

	<p>駐停車禁止 路側帯</p>	<p>歩行者用 路側帯</p>
--	------------------	-----------------

幅 75 センチを超える路側帯に 駐車するときは、車両の左側に 75 センチの余地をあけること

<p>75 cm 超</p>	<p>75 cm 未満</p>
----------------	-----------------

路側帯に車両の全部が入っても、 まだその左側に 75 センチを超える 余地がある場合は路側帯に沿うこと

<p>75 cm 超</p>	<p>75 cm 未満</p>
----------------	-----------------

## ● 時間制限駐車区間における駐車の方法 (道路交通法第 49 条の 3 関係)

(道路交通法第 49 条の 3 関係)

	<p>枠内駐車</p> <p>枠外駐車</p>
--	-------------------------

## ● 自動車の保管場所について (保管場所法第 11 条関係)

(保管場所法第 11 条関係)

<p>保管場所としての道路使用の禁止</p>	<p>長時間駐車の禁止 ※政令で定める場合を除く</p> <p>8 時間以上</p> <p>夜</p> <p>12 時間以上</p> <p>昼</p> <p>長時間… 12 時間以上 (夜間 8 時間以上)</p>
------------------------	---